

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

福島県立あぶくま支援学校

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ P 1
1 基本理念	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ P 2～P 8
(1) いじめの防止等の対策のための組織	・ ・ ・ ・ P 2
(2) いじめの未然防止のための取組	・ ・ ・ ・ P 3
(3) いじめの早期発見のための取組	・ ・ ・ ・ P 3
(4) いじめ対応の流れ	・ ・ ・ ・ P 4～P 5
(5) いじめに対する措置	・ ・ ・ ・ P 6～P 7
(6) 活動計画	・ ・ ・ ・ P 8
(7) 評価と改善	・ ・ ・ ・ P 8

はじめに

学校は、児童生徒一人一人が、人とのかかわりや様々な経験を通して、知識や技能等を身に付けたり、個性や能力、可能性を伸ばしたりする重要な役割を担っています。そのためにも、毎日元気に登校し、充実した学校生活を送ることができるような環境を整えていくことが必要不可欠であると考えます。

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義について、「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害したり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えたりするばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、「いじめは絶対に許されないものであること」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであること」「誰でもいじめの加害者にも被害者にもなり得るものであること」を十分に認識し、強い危機意識をもつことが重要です。

児童生徒が、いじめが原因で心身に重大な影響を及ぼし、登校できなくなったり、人とかかわることが難しくなったりするような状況が起こらないように、学校では、いじめが起こらない、いじめを許さない環境づくりに取り組んでいくとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないように、児童生徒の行動や心情を十分に理解し、日頃から丁寧な指導を進めてまいります。

本校では、児童生徒の未来のために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全ての教職員で、児童生徒一人一人を見守るとともに、情報や対応について共通理解をもち、家庭や地域等とも連携しながら、「いじめの未然防止」「早期発見」「迅速な対応」を心掛け、適切に取り組んでいくこととします。

福島県立あぶくま支援学校長 鈴木 龍也

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

① いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- (1) 名称
「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員
校長、副校長、教頭、各学部教務主任、各部1、養護教諭、外部専門家（弁護士、医師等）
- (3) 組織の役割
 - ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等）
 - ⑤ いじめ防止対策委員会の定期的開催（年3回 4月、9月、1月）
 - ・学校医の訪問日に合わせて委員会を開催
 - ・各学部の詳細な状況報告（現状把握）
 - ・長期欠席者の確認（30日以上欠席）の欠席事由の定期的な調査
 - ・アンケート調査の集計結果の活用
 - ⑥ 全体および各学部内でのいじめに関するアンケート調査内容の確認
 - ・いじめ防止対策委員会主催の研修会を定期的実施
 - ⑦ 「あぶくま支援学校いじめ防止基本方針」の定期的な見直し
 - ・常に時勢に合わせて柔軟に対応する
 - ・あぶくま支援学校HPには常に新しい情報を掲載する

② いじめの未然防止のための取組

- (1) 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。また、いじめの兆候や情報を確実に受け止めるために、児童生徒の生活状況を的確に把握することに努める。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。
- (4) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- (5) 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

③ いじめの早期発見のための取組

- (1) 児童生徒の実態や障がいの特性を踏まえてアンケート用紙を作成し、面接や定期的なアンケート調査の実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - アンケート用紙は、いじめ防止対策委員会が児童生徒の障がいの特性等を踏まえて独自に作成したものを使用する。
 - 児童生徒へのアンケート調査は、障がいの実態や特性等を考慮して学級で実施する。保護者向けのアンケート調査も同時に実施する。
 - アンケート調査でいじめの疑いが確認された場合は、直ちに P4～P5「④いじめ対応の流れ」を参照し調査するものとする。
- (2) 教職員間の共通理解および連携体制を充実させる。また、教員が問題を一人で抱え込まないような職場環境作りを推進する。
- (3) ホームルームおよび道徳教育及び授業内における児童生徒への啓発活動の充実。
- (4) 通学指導および放課後指導の充実。
- (5) いじめの複雑化・多様化に対応するため、詳細な情報収集に努めるとともに、スクールカウンセラー、警察や医療機関、福祉機関等の各機関との連携した対応を実施する。
- (6) いじめ防止対策委員会に外部有識者を招聘し専門的な助言を得るとともに、常に客観的な視点を持って対応する。
- (7) 本校いじめ防止対策委員会の役割を明確化し、校務分掌内各部と連携をとり、重大事態等へのスムーズな対応（福島県教育委員会への報告を含む）をはかる。

④ いじめ対応の流れ

1 察知	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任等は「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか。」という教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかみます。
2 発見・発覚	<ul style="list-style-type: none"> 本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、地域・関係機関等からの情報提供、インターネット巡視（ネットパトロール）、教育相談、アンケート調査、連絡帳や日記等の記述等によっていじめを見つけ出します。 特に本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されますので、速やかな対応が求められます。 <u>発見・発覚した、いじめの疑いのあるトラブルやいじめにつながりそうな出来事は、学年会等で相談するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」の担当者に報告します。</u> (いじめに対する措置：いじめ防止対策推進法（以下「法」）第23条2項)
3 聞き取り (被害者)	<ul style="list-style-type: none"> <u>学年等から報告をうけた担当者は、校長に報告をし、校長は聞き取りを行う職員を指名します。</u> (児童生徒が安心して話せる環境を整え、学級担任を中心とした<u>児童生徒にとって話しやすい教職員が聞き取りを行う</u>。状況に応じ、養護教諭やスクールカウンセラー等学級担任以外の教職員が聞き取ったりすることが必要な場合もある。) いじめの端緒をつかんだら、気になる児童生徒から「嫌な思いをしていないか。」「困っていることはないか。」について聞き取ります。その際、児童生徒が「大丈夫。」「特にない。」等と言った場合も注意して見守っていくことが大切です。 具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるのか、本人の希望等を聞き取ります。 <u>聞き取りを行った職員は「いじめ防止対策委員会」担当者に報告します。</u> (学校及び教職員の責務：法第8条)
4 相談・報告	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りを行った職員から報告を受けた担当者は、校長へ状況報告をします。 校長は必要に応じて「臨時いじめ防止対策委員会」の開催を指示します。
<p><いじめの定義（法第2条）> 「この法律において「いじめ」とは…（中略）…当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」</p>	
5 認知	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条の定義に当てはまるものは全て認知します。 ● いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じたか」が認知の判断規準になります。 いじめ防止対策委員会において、認知した事案を3つの段階に仮仕分けし、今後の対応を含めた仮判断、仮仕分けの結果を対応案として校長に具申します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1段階事案：児童生徒が心身の苦痛を感じるがあったが、<u>学級・学年組織</u>等で対応できる事案</p> <p>2段階事案：児童生徒や保護者等からの訴えや、あるいは1段階の事案等が繰り返されている等、<u>学部組織</u>の対応が必要な事案</p> <p>3段階事案：重大事態が疑われ、<u>早急な学校</u>の組織対応が必要な事案</p> </div>

6 対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針をもとに委員会で協議し、校長が決定します。 ・ 迅速な対応が必要で臨時いじめ防止対策委員会が開催できない場合には、「学年会」や「学部会」等で検討した対応案を委員長が具申し、校長の決裁を得て実施します。
7 保護者への連絡 (被害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒から聞き取った内容を保護者に報告します。 ・ 学校としての対応方針を伝えます。 ・ 調査や対応について、保護者の意向を確認します。
8 聞き取り (加害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童生徒の実態を知っている教職員を中心に聞き取りを実施する。</u>(聞き取りを実施する場合には、複数名の教職員の下、聞き取りに徹し、指導は行わない。)児童生徒に寄り添う姿勢を示しながら聞き取ります。 ・ 児童生徒が複数いる場合は、個別・同時期に行います。
9 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全の確保に努めます(教室の座席配置の変更、作業班での班編成の変更、個別対応等も含む)。
10 保護者への連絡 (加害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を報告し、指導方針を伝えます。 ・ いじめた児童生徒がいじめを認めていない場合も将来に向かって指導することを伝えます。
11 指導 (加害者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求めます。 ・ いじめを確実にやめさせます。このとき必要に応じて、学校の対応方針を伝えます。 ・ 反省を促し、自分の行為の責任を自覚させます。 ・ いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も将来に向かって指導します。 ・ 謝罪の会については、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪の場を設けることが関係修復の手法として<u>適切と思われる場合</u>に実施します。
★儀式的な「謝罪の会」が報復や、より陰湿ないじめにつながる恐れがあることに留意して進めること。	
12 保護者への連絡 (双方)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡します。 ・ 謝罪の場を設定するときには、双方の保護者が同意していることを確認します。
13 防止措置の検討と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや、いじめ未然防止教育の推進について具体策を協議し、全教職員がその認識を共有できるよう設定し、共通理解に向けて徹底を図ります。
14 経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な見守りの体制を整え、3か月以上の経過観察を継続し、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に計画的に言葉かけや面談を実施します。

⑤ いじめに対する措置

- (1) 各学部において、いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の調査（P4～P5「④いじめ対応の流れ」を参照）を行い、その結果について校長及びいじめ防止対策委員会に報告書を提出する。また、報告書は、本校の「いじめ調査報告書」を使用し、児童生徒個々が「いじめた」「いじめられた」の感じ方（嫌なこと・恥ずかしいこと等）に差があることを考慮して、児童生徒の特性も含めて客観的かつ具体的に記載する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、行為自体は「いじめ」に該当しても、障がいの特性からくる（他害、自傷行為等）行為も考慮に入れて、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、慎重かつ厳正に判断する。
- (3) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の児童生徒の実態に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (7) 重大事態発生時の対応（P7 参照）
 - ＜重大事態とは＞
 - ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ＜重大事態の報告＞
 - ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。
 - ＜重大事態の調査＞
 - ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

重大事態への対応

学校

報告

知事

報告

福島県教育委員会
・調査の主体を判断

調査主体が学校の場合
学校への指導・支援

調査組織による調査

【調査組織】

「いじめ防止対策委員会」を中心として、
重大事態の特性に応じた専門家等を加える

1 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供
- ・教育委員会への報告

2 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・被害児童生徒及び保護者への支援
- ・加害児童生徒及び保護者への指導・助言
- ・いじめがあった集団への働きかけ
- ・上記に必要な関係機関等との連携

⑥活動計画 【いじめ防止対策委員会年間活動計画】

4月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回いじめ防止対策委員会（定例）の実施。 年間計画・未然防止対策・事後対応についての協議および策定。 ●学校いじめ防止基本方針を全職員に配布。また、職員会議においていじめ防止に関する説明を実施。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●各学部において集会等を設け、生活指導講話に合わせて、いじめの防止に対する講習等を実施。 ①小・中学部 } ※いじめについての知識を高める（児童生徒対象）。 ②高等部 }
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめに関するアンケート調査の実施。 対象：全校児童生徒及び保護者
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめに関するアンケート調査の結果を受けて、必要に応じていじめ防止対策委員・担任による児童生徒および保護者との個別面談を実施。
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回いじめ防止対策委員会（定例）の実施（第1回のアンケート調査報告）。 ●調査結果を、運営委員会を経て職員会議にて報告。
10月	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員対象の全体講話の実施（職員会議等）。 ●第2回いじめに関するアンケート調査の実施。 対象：全校児童生徒及び保護者 ●アンケート結果を受けて、必要に応じていじめ防止対策委員・担任による児童生徒および保護者との個別面談を実施。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●「生徒指導部だより」等を利用して、いじめに対する啓発を実施。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回いじめ防止対策委員会（定例）の実施（第2回のアンケート調査報告）。 ●調査結果を、運営委員会を経て職員会議にて報告。
2月	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度運営計画の策定。

※計画の他、必要に応じ臨時いじめ防止対策委員会を実施。

⑦ 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

あぶくま支援学校は、家庭・地域と連携し、
いじめの

①未然防止

②早期発見

③迅速な対応

に努めます。



福島県立あぶくま支援学校

☎963-0714 福島県郡山市中田町赤沼字杉並 139 番地
TEL (024) 956-1910 (職員室)
TEL (024) 956-1901 (事務室)
FAX (024) 956-5416
H P <https://abukuma-sh.fcs.ed.jp/>
E-Mail abukuma-sh@fcs.ed.jp

＜具体的ないじめの様態＞※下記は一般的な例であり、本校では障がいの特性等を考慮して判断する。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。